

## 買受申出をされる方へ

本件は、

物件番号 1

と

物件番号 2

に分けて売却しております。

入札を申し込む際には、必ず物件番号を明記してください。物件番号の記載がない場合には、その入札の申し込みが無効となるおそれがあります。

## 陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用) 大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年( )第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(個人)	住所	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	氏名	_____ (印)	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用) 大阪地方裁判所執行官 殿			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年( )第 号	物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		
(陳述書作成日) 令和 年 月 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 _____
		法人の名称	_____
		代表者氏名	_____ (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

### 注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)  
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項			
1 □代表者	住所	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	氏名	_____	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
2	住所	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	氏名	_____	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
3	住所	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	氏名	_____	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
4	住所	〒 _____	
	(フリガナ)	_____	
	氏名	_____	
	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日	

### 注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員(代表者)の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

## 期間入札の公告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月23日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪府中央区玉造一丁目11番地4

建物の名称 TM1

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 玉造一丁目11番4の2

建物の名称 B号

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 154.03平方メートル

### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪府中央区玉造一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 325.12平方メートル

### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 106926分の15403



## 物件明細書

令和 8年 2月12日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 高崎 幸次

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

401号室を転借人A、402号室を転借人B、403号室を転借人株式会社ジャックスがそれぞれ占有している。転貸人株式会社ベステックは本件債務者である。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪市中央区玉造一丁目11番地4

建物の名称 TM1

### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 玉造一丁目11番4の2

建物の名称 B号

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 154.03平方メートル

### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪市中央区玉造一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 325.12平方メートル

### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 106926分の15403



令和 7年(ケ)第 371号  
令和 7年10月31日受理  
令和 年 月 日提出  
7.12.22

# 現況調査報告書

(物件1)

大阪地方裁判所

執行官 白井克典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪府中央区玉造一丁目11番地4

建物の名称 TM1

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 玉造一丁目11番4の2

建物の名称 B号

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 154.03平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪府中央区玉造一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 325.12平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 106926分の15403

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	大阪市中央区玉造1丁目11番2号 TM1	
建 物	物件1	
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる ( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物 ) <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：	
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input checked="" type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を共同住宅として使用している <input checked="" type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	<input type="checkbox"/> 次のとおり 管理費 円 修繕積立金 円  管理費等の徴収なし	令和 年 月 日現在 <input type="checkbox"/> 滞納はない <input type="checkbox"/> 滞納がある 年 月分～ 年 月分 計円 <input type="checkbox"/> 不明
管理費等照会先	なし	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
敷 地 権	符号1	
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地 (符号1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路 (符号 ) <input type="checkbox"/> (符号 )	
形 状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>	
敷地権の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 (符号1) <input type="checkbox"/> 地上権 (符号 ) <input type="checkbox"/> 賃借権 (符号 ) <input type="checkbox"/> (符号 )	
その他の事項	「その他の事項」のとおり	
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある [ 地方裁判所 支部 令和 年 ( ) 第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地 (目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面 (各階平面図) のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用 (多占))

占有者及び占有権原								
物件 番号	占有範囲 占有者	占有 状況	関係人の陳述/提示文書の要旨、執行官の意見等					
			占有開始	占有	更新	賃料	特約等 その他の陳述等 執行官の意見	
			現在の契約	権原	貸主 種別	敷金等		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	・ ・ 自 R7・11・1 至 R8・10・31	<input type="checkbox"/> 所 <input checked="" type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input checked="" type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 60,000円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	共益費込 賃料等が低額過ぎるため 正常な賃借権か疑義 がある。
1	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 401	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	R2・9・18 自 R6・9・19 至 R8・9・18	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input checked="" type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input checked="" type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 113,000円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	共益費5,000円 賃料等が管理会社を通 じて債務者に支払われ ていることから同人を 転貸人とする転貸借で あると思量する。
1	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 402	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	R2・9・19 自 R6・9・20 至 R8・9・19	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input checked="" type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input checked="" type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 107,000円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	共益費5,000円 賃料等が管理会社を通 じて債務者に支払われ ていることから同人を 転貸人とする転貸借で あると思量する。
1	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 403	<input checked="" type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	・ ・ 自 R6・4・27 至 R8・4・26	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input checked="" type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input checked="" type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input checked="" type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 94,000円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	共益費5,000円 使用者Cは、賃料等の 半額程度の負担である ことから独立の占有を 有するものではないと 思量する。
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	・ ・ 自 ・ ・ 至 ・ ・	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	
	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事 <input type="checkbox"/> 店 <input type="checkbox"/> 倉 <input type="checkbox"/> 他	・ ・ 自 ・ ・ 至 ・ ・	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 賃 <input type="checkbox"/> 使 <input type="checkbox"/> 転 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 所 <input type="checkbox"/> 務 <input type="checkbox"/> 借 <input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/> 合 <input type="checkbox"/> 自 <input type="checkbox"/> 法	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 年 円 <input type="checkbox"/> 敷 <input type="checkbox"/> 保 円	

※ チェック項目の内容は次のとおり

占有状況	居：居宅	事：事務所	店：店舗	倉：倉庫	他：その他の状況
占有権原	所：所有権	賃：賃借権	使：使用借権	転：転借権	他：その他の権利
貸主	所：所有者	務：債務者	借：賃借人	他：その他の者	
更新種別	合：合意更新	自：自動更新	法：法定更新		
賃料	月：毎月	年：毎年			
敷金等	敷：敷金	保：保証金			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 表札等の表示  
目的建物1階東側壁面に「TM1」の表示がある。
- 2 敷地権の目的たる土地（符号1）の現況について
  - (1) 敷地権の目的たる土地は、目的建物の存在するTM1という名称の建物の敷地部分となっている。
  - (2) 敷地権の目的たる土地は、建築基準法上の道路に接面している。
- 3 目的建物の現況について
  - (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりである。
  - (2) 目的建物内部の状況は、経年相応の状態である。なお、Bの陳述によれば402の電気温水器に不具合があり、Cの陳述によればビルトインエアコンは稼働せず、排水口が詰まりやすく臭いがするとのことである。
  - (3) 目的建物の各部屋には衣類や寝具等の動産が存置されている。
- 4 目的建物の課税床面積が登記床面積より大きいのは、共用部分を区分所有者の持分に応じて案分して課税しているからである。
- 5 所有者の秘書の陳述によれば、目的建物は、区分所有建物であるが管理組合は存在しておらず、管理費等の徴収もないとのことである。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
所有者	目的建物の詳細については秘書が把握しています。
所有者の秘書	<p>私は、所有者の秘書で目的物件について承知しています。</p> <p>目的物件は、区分所有建物ですが管理組合は存在せず、管理費等は徴収していません。</p> <p>目的建物について、前所有者及び債務者の賃貸借契約書が作成されていますが、この契約が終了したという認識はありません。なお、実際は、代表者個人と法人が混同した状態になって区別されておらず、部屋によって賃貸人が異なっているのだと思います。</p>
賃貸管理会社	目的建物の賃料等は、当社の口座に入金された後、株式会社ベステックにまとめて入金しています。
A	<p>401を賃借して住居として使用しています。</p> <p>部屋の不具合は特にありません。</p>
B	<p>402を賃借して住居として使用しています。</p> <p>部屋の不具合として、電気温水器にお湯が半分ぐらいしか貯まりません。以前に不具合が生じて点検してもらったところ、内部の断熱材が半分ぐらい悪くなっており、古い設備で交換時期に来ていると言われましたが交換されないままです。</p> <p>ほかに、キッチンの照明の電球が電灯なもので交換用の電灯が業務用でしか販売されておらず、大きいため自分で交換するのも難しいです。エアコンの不具合がありましたが修繕してもらっています。</p>
C	<p>403を住居として使用しています。</p> <p>勤務する会社の借上社宅として使用しており、41,000円ぐらいを自己負担していたと思います。会社との間の契約書が見当たらないので詳細は分かりません。</p> <p>部屋の気になる部分として、排水口が詰まりやすく臭いがするところがあります。天井にビルトインエアコンがありますが働きません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月4日	執行官室	ライフライン調査
令和7年11月5日 9:55 - 10:00	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和7年11月5日 10:25 - 10:30	中之島図書館	物件確認
令和7年11月5日 10:40 - 10:45	大阪市役所	道路調査
令和7年11月5日 13:15 - 13:20	執行官室	中央消防署照会(電話)
令和7年11月6日	執行官室	消防図面調査(郵送)
令和7年11月7日 11:00 - 11:20	物件所在地	物件及び占有確認、所有者と面談
令和7年11月7日 12:10 - 12:15	なんば市税事務所	課税調査
令和7年11月10日 10:30 - 10:40	執行官室	所有者の秘書から聴取(電話)
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

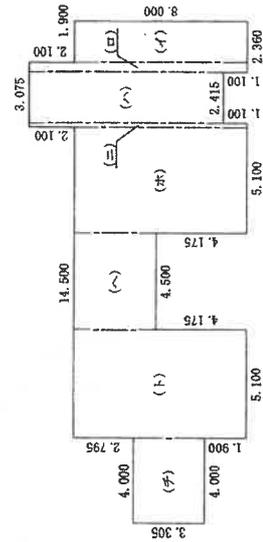
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年11月14日 13:40 - 14:00	物件所在地	占有確認、照会書投函
令和7年11月18日 12:35 - 12:45	執行官室	Aから聴取(電話)
令和7年11月18日 12:45 - 12:55	執行官室	Bから聴取(電話)
令和7年11月18日 12:55 - 13:05	執行官室	Cから聴取(電話)
令和7年11月26日 12:55 - 13:20	物件所在地	立入調査(403、評価人帯同) Cと面談
令和7年12月3日 14:20 - 14:25	執行官室	賃貸管理会社から聴取(電話)
令和7年12月4日 8:50 - 10:00	物件所在地	立入調査(401、402、評価人帯同) A、Bと面談
令和7年12月4日 11:30 - 11:35	大阪法務局北出張所	法人登記調査
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

建物図面  
各階平面図

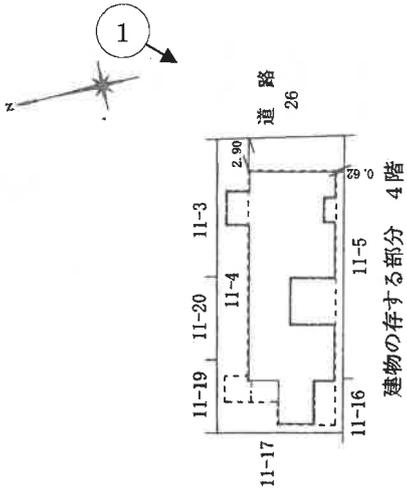
家屋番号 玉造一丁目 11番4の2  
 建物の所在 大阪市中央区玉造一丁目11番地4

各階平面図



求積表

(イ)	1.900 × 8.000	=	15.200000
(ロ)	0.480 × 10.100	=	4.848000
(ハ)	2.415 × 9.000	=	21.735000
(ニ)	0.200 × 10.100	=	2.020000
(ホ)	4.900 × 8.000	=	39.200000
(ヘ)	4.500 × 3.825	=	17.212500
(ト)	5.100 × 8.000	=	40.800000
(チ)	4.000 × 3.305	=	13.220000
合計			154.035000
床面積			154.03 m <sup>2</sup>



建物の存する部分 4階

( ← 写真撮影場所・方向)

作成者

縮尺 1/250



申請人

縮尺 1/500

(大阪士地家業調査士会)

年 2 月 26 日作成

登記年月日：平成20年3月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 7 年 11 月 5 日

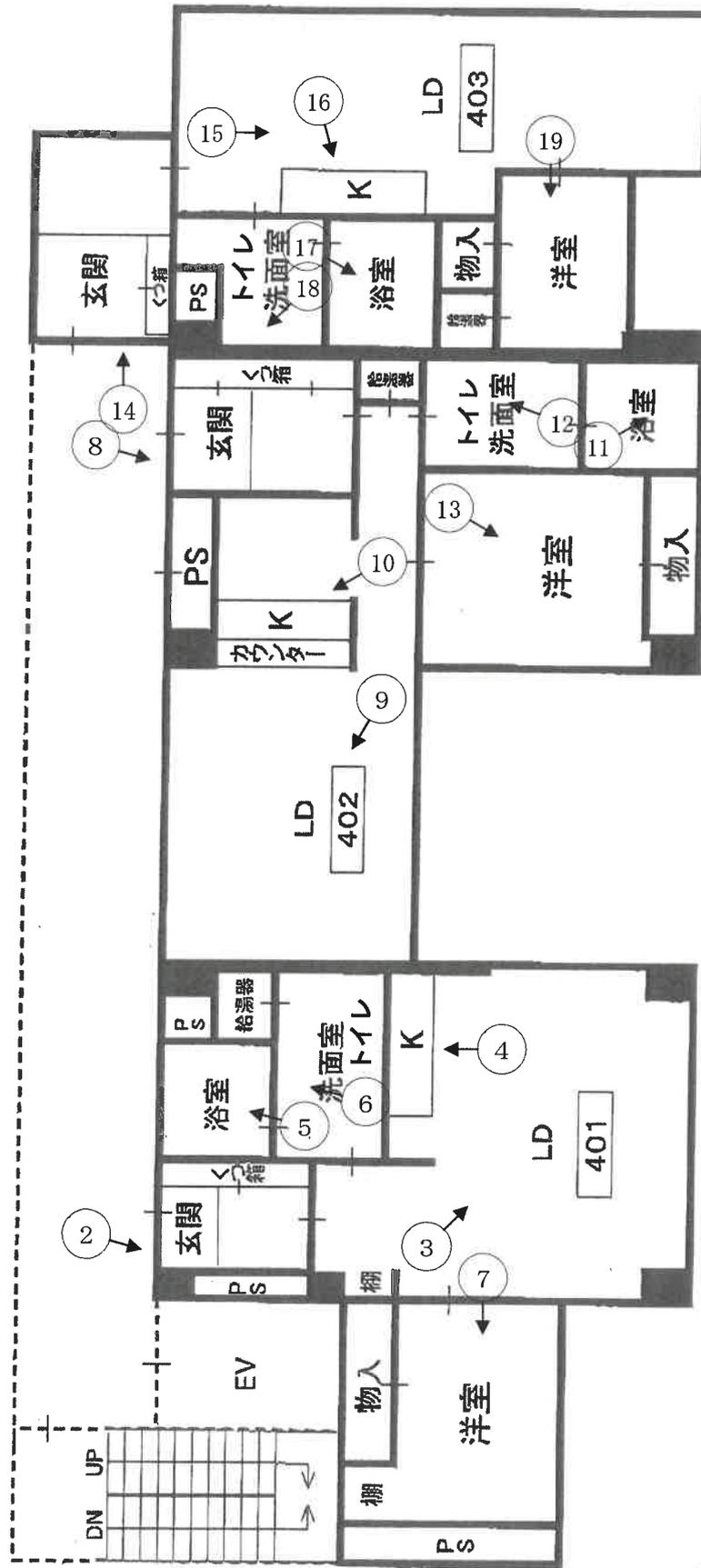
大阪法務局北出張所

登記官

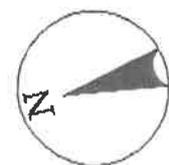
公用

# 間取略図

4 階



( ← ○ 写真撮影場所・方向 )



	<p>1</p> <p>目的建物が所在する 一棟の建物</p>
	<p>2</p>
	<p>3</p>



4



5



6



7



8



9



1 0



1 1



1 2



1 3



1 4



1 5



16



17



18



19

令和 7 年 (ケ) 第371号  
物件1

令和7年11月26日, 外 現地調査  
令和7年12月16日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

# 評 価 書

[敷地権(所有権)付区分建物, 収益物件]

評価人 不動産鑑定士

小林 敬一

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 35,650,000円	
内 訳 価 格	
物件 1	金 35,650,000円

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	(一棟の建物の表示) 所在 建物の名称 (専有部分の建物の表示) 家屋番号 建物の名称 種類 構造 床面積 (敷地権の目的である土地の表示) 土地の符号 所在及び地番 地目 地積 (敷地権の表示) 土地の符号 敷地権の種類 敷地権の割合	物件目録記載のとおり	概ね物件目録記載のとおり
番号	特記事項		
1	特になし		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等

位置・交通	OsakaMetro長堀鶴見緑地線 玉造 駅 略北方 道路距離 約230m (別添「位置図」参照)		
付近の状況	玉造筋の西側背後にある中小規模一般住宅や共同住宅、店舗併用住宅等が混在する地域。 将来的にも、当分の間現況のまま推移していくものと思料される。		
主な公法上の規制等  (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	範囲	都市計画道路「玉造筋線」から北西側25mまでの範囲	左記以外の範囲
	都市計画区分	市街化区域	同左
	用途地域	商業地域	第2種住居地域
	建ぺい率	80%	同左
	容積率	400%	300%
	防火規制	準防火地域	同左
その他の規制	埋蔵文化財「大坂城跡」包蔵地内 宅地造成等工事規制区域 水害ハザードマップ浸水想定区域		同左
画地条件	規模	325.12㎡	
	形状	略長方形	
	間口・奥行	間口(東側)約 11 m, 奥行 約 27 m	
	高低差等	概ね等高接面	
接面道路の状況	東側	幅員約 6 m 市道 森之宮方面南北2号線(建築基準法第42条1項1号)	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	共同住宅・事務所等の敷地	
	東側	道路	
	西側	駐車場	
	南側	医院、住宅	
	北側	住宅、店舗併用住宅	
供給処理施設	上水道	あり	
	ガス配管	あり	
	下水道	あり(処理区域内)	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	<p>目的土地の閉鎖登記簿からは個人等の所有者名、宅地の登記地目の履歴が確認された。過去の住宅地図によると目的土地は倉庫の敷地や駐車場等であったと見られる。</p> <p>目的土地上の建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。また、周辺には特定施設地は存しない。</p> <p>なお、土壌汚染の有無及びその内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査機関による調査を要する。</p>		
特記事項	<p>◇用途地域について 本件土地の過半が、第2種住居地域内にある。</p> <p>◇本件土地の基準容積率について 本件土地が跨る区域の各基準容積率の地積に基づく按分計算等となる。詳細については、別途専門家による調査が必要なものと思料する。</p> <p>◇設置物について 敷地南東部分に電柱が設置されていた。</p>		

## 2 建物の概況

### (1) 一棟の建物の概要

マンション名	TM1	
建物の用途	共同住宅・事務所 等	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	(登記記載) 平成20年2月26日 新築 約18年 約32年
構造	鉄筋コンクリート造6階建	
仕 様	屋 根	陸屋根
	外 壁	モルタルリシン吹付 等
	その他	-
設 備 等	オートロック、エレベーター 等	
建物の品等	概ね普通品等	
管理の形態等	管理組合： 無 管理方式： ※活動している管理組合が認められなかった。 管理会社： - 管理形態： -	
管理の状況	普通程度	
特 記 事 項	<p>◇修繕積立金： なし</p> <p>◇主な大規模修繕計画 特になし</p> <p>◇アスベストの使用可能性 専有部分について、目視した限りにおいてアスベストは確認できなかった。 一棟建物についても、目視した限りにおいてアスベスト含有吹付材は確認できなかった。さらに、流通量の少ない時期に建築された建物である為、使用可能性は低いものと認められる。 但し、成形板等のアスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 当調査はアスベストの使用の事実を絶対的に判定しているものではなく、あくまでも限定された調査条件の範囲内で使用の有無の“可能性”を判定するものである。従って、厳密な事実関係の判定に当たっては、別途専門機関による調査が必要である。</p> <p>◇耐震性に関する事項 新耐震基準が施行(昭和56年6月1日)された後に建築確認を取得した建物である。</p> <p>◇建築確認申請手続きに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確認申請； 済</li> <li>・ 検査済証； 有</li> </ul> <p>◇その他 居住者によると、オール電化設備とのこと。</p>	

(2) 専有部分の概要

構 造	鉄筋コンクリート造1階建	
位 置	4階	(B号) 1フロア/3戸
現況用途等	共同住宅	
床 面 積	154.03㎡ ( 登記面積 )	
間 取 り	1LDK × 3戸	
仕 様	天 井	クロス 等
	床	フローリング 等
	内 壁	クロス 等
	設 備	各部屋：システムキッチン(I.H.クッキングヒーター)、風呂、トイレ 等
	その他	ビルトイン空調、火災報知器 等
保守管理の状態	概ね普通程度 ※入居者によると、一部の部屋でビルトインエアコンや電気温水器が故障している等の話があり、その他にも概ね経年相応の損耗が見られた。	
管 理 費 等	管 理 費	なし
	修繕積立金	なし
	滞 納 額	なし
利用状況等	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	特になし	

## 第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整の上、評価額を後記のとおり決定した。

### I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

#### 1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価 (円/㎡) ア	専有面積等 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) エ (ア×イ×ウ)
350,000	154.03	0.46	24,799,000

イ 専有面積等：登記面積による。

#### ウ 現価率

経過年数	約18年
経済的残存耐用年数	約32年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

$$\begin{aligned} \text{現価率} &= \{ \text{残価率}5\% + (1 - 0.05) \times \text{経済的残存耐用年数}32\text{年} / (\text{経過年数}18\text{年} + \\ &\quad \text{経済的残存耐用年数}32\text{年}) \} \times (1 - 0.3) \\ &= 0.46 \end{aligned}$$

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

## 2 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	敷地権 割合 オ	敷地権 の種類 カ	敷地権 価格 (円) (千円未満四捨五入) キ (ア×イ×ウ×エ×オ×カ)
627,000	1.30	325.12	0.90	$\frac{15,403}{106,926}$	1.00	34,357,000
合 計						34,357,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 中央(府)-2

$$\begin{array}{ccccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 602,000\text{円}/\text{㎡} & \times & 103.0/100 & \times & 100/102 & \times & 100/97 & = & 627,000\text{円}/\text{㎡} \end{array}$$

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.02	1.00	1.00	1.00	1.02

◇地域格差：	街路	接近	環境	行政	総合 (相乗積)
	1.00	1.00	1.00	0.97	0.97

イ 個別格差：	接面・方位	規模	形状	その他	総合 (相乗積)
	1.00	1.30	1.00	1.00	1.30

※規模：規模による市場性 1.30

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 敷地権割合：登記上の敷地権割合による。

カ 敷地権の種類： 所有権

### 3 積算価格（敷地権付建物の積算価格）

敷地権価格 (円)	建物価格 (円)	個別格差	敷地権付建物の積算価格 (円) (千円未満四捨五入) エ ( (ア+イ) × ウ )
ア	イ	ウ	
34,357,000	24,799,000	1.00	59,156,000

ウ 個別格差：

階層	位置	品等程度	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

※ 階層： 4階 1.00

位置： 1フロア/3戸 1.00

品等程度： 概ね標準的 1.00

その他： 特になし 1.00

## II 収益価格の試算

### 1 賃貸条件の概要（令和7年12月9日 現在）

物件概要	用途：共同住宅		空室率
	賃貸戸数 3戸	入居戸数 3戸	0.0%
家賃	月額支払賃料 314,000円		年額支払賃料 3,768,000円
保証金	保証金総額 0円		要返還保証金 0円
	対支払家賃月数 約0.0ヵ月		対支払家賃月数 約0.0ヵ月

空室率：周辺の類似物件と比較して、概ね標準的な空室率と認められる。  
なお、空室率は面積割合等を参考に査定した。

家賃・保証金：現況調査報告書記載の額による。  
家賃は原則として共益費を含まない。  
保証金は、権利金、礼金等返還されない一時金を含まない。  
要返還保証金は、買受人が返還債務を引き受ける一時金の合計である。

### 2 収益価格の査定

収益価格は年額支払賃料を還元利回り（粗利回り）で還元して求めた。

年額支払賃料（円） （実際支払賃料） ア	家賃等 補正 イ	粗利回り ウ	その他 補正 エ	収益価格（円） （千円未満四捨五入） オ（ア×イ÷ウ×エ）
3,768,000	1.00	8%	1.00	47,100,000

ア 年額支払賃料：「1 賃貸条件の概要」欄記載の年額支払賃料。

イ 家賃等補正：家賃水準としては概ね標準的で、空室率も標準的であるので、補正は要しない。

ウ 粗利回り：対象不動産の個別性や周辺類似物件の取引利回りの標準的水準等を特に考慮し、上記のとおり査定した。

エ その他補正：本件の場合、その他の補正の必要はないものと判定した。

### III 評価額の決定

#### 1 試算価格の調整

積算価格・収益価格が下記のとおり算定された。

本件においては、市場の動向や収益物件となっている利用状況等を考慮して、積算価格に20%、収益価格に80%のウェイト付けを施して、端数を整理の上、下記のとおり調整した。

	占有減価前 の試算価格(円) ア	占有減価 イ	試算価格(円) (千円未満四捨五入) ウ=ア×イ
① 積算価格	59,156,000	1.00	59,156,000
② 収益価格	47,100,000	—	47,100,000
③調整後の価格 (千円未満四捨五入)			49,511,000

イ 占有減価：

本件の場合減価不要。

#### 2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額の減価並びにその他の控除減価（敷金等）を考慮して評価額を求めた。

物件 番号	調整後の 価格(円) ア	専有部分 持分割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	滞納管理 費等相当 額の減価 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ×カ
1	49,511,000	1 / 1	0.90	0.80	1.00	0	35,650,000
一括価格(合計)							35,650,000

ウ 市場性修正：

高額物件の市場性を特に考慮し、上記のとおり判定した。

エ 競売市場修正：

「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮した。

オ 滞納管理費等相当額の減価：

本件の場合不要と判定。

カ その他の控除減価(敷金等)：

本件の場合不要。

## 第6 参考価格資料

- 1 地価調査 中央(府)-2  
所在 : 大阪市中央区玉造一丁目10番18外 「玉造1-10-1」  
価格 : 602,000円/㎡  
位置 : OsakaMetro長堀鶴見緑地線 玉造駅 北方 約230m (道路距離)  
価格時点 : 令和 7 年7月1日  
地積 : 132㎡  
供給処理施設 : 水道, ガス, 下水  
接面街路 : 東 6 m 市道  
用途指定等 : 第2種住居地域 (建ぺい率 80% 容積率 300%) , 準防火地域  
地域の概要 : 共同住宅、事業所等の混在する住宅地域

## 2 固定資産税評価額 ( 令和 7 年)

- 物件1 : 14,365,000円 (建物:専有部分)  
: 115,092,000円 (全体評価額、持分15,403/106,926)

## 第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 (参考資料) 土地区画整理事業 換地図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 間取略図

( 鑑第 R07 - 047② )

以 上

## 物 件 目 録

### 1 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪府中央区玉造一丁目11番地4

建物の名称 TM1

#### (専有部分の建物の表示)

家屋 番号 玉造一丁目11番4の2

建物の名称 B号

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 4階部分 154.03平方メートル

#### (敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 大阪府中央区玉造一丁目11番4

地 目 宅地

地 積 325.12平方メートル

#### (敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 106926分の15403

### 2 (一棟の建物の表示)

所 在 大阪府中央区玉造一丁目11番地4

建物の名称 TM1



## 物 件 目 録

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 玉造一丁目11番4の3  
建物の名称 C号  
種 類 居宅  
構 造 鉄筋コンクリート造2階建  
床 面 積 5階部分 171.46平方メートル  
6階部分 147.16平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1  
所在及び地番 大阪府中央区玉造一丁目11番4  
地 目 宅地  
地 積 325.12平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1  
敷地権の種類 所有権  
敷地権の割合 106926分の31862



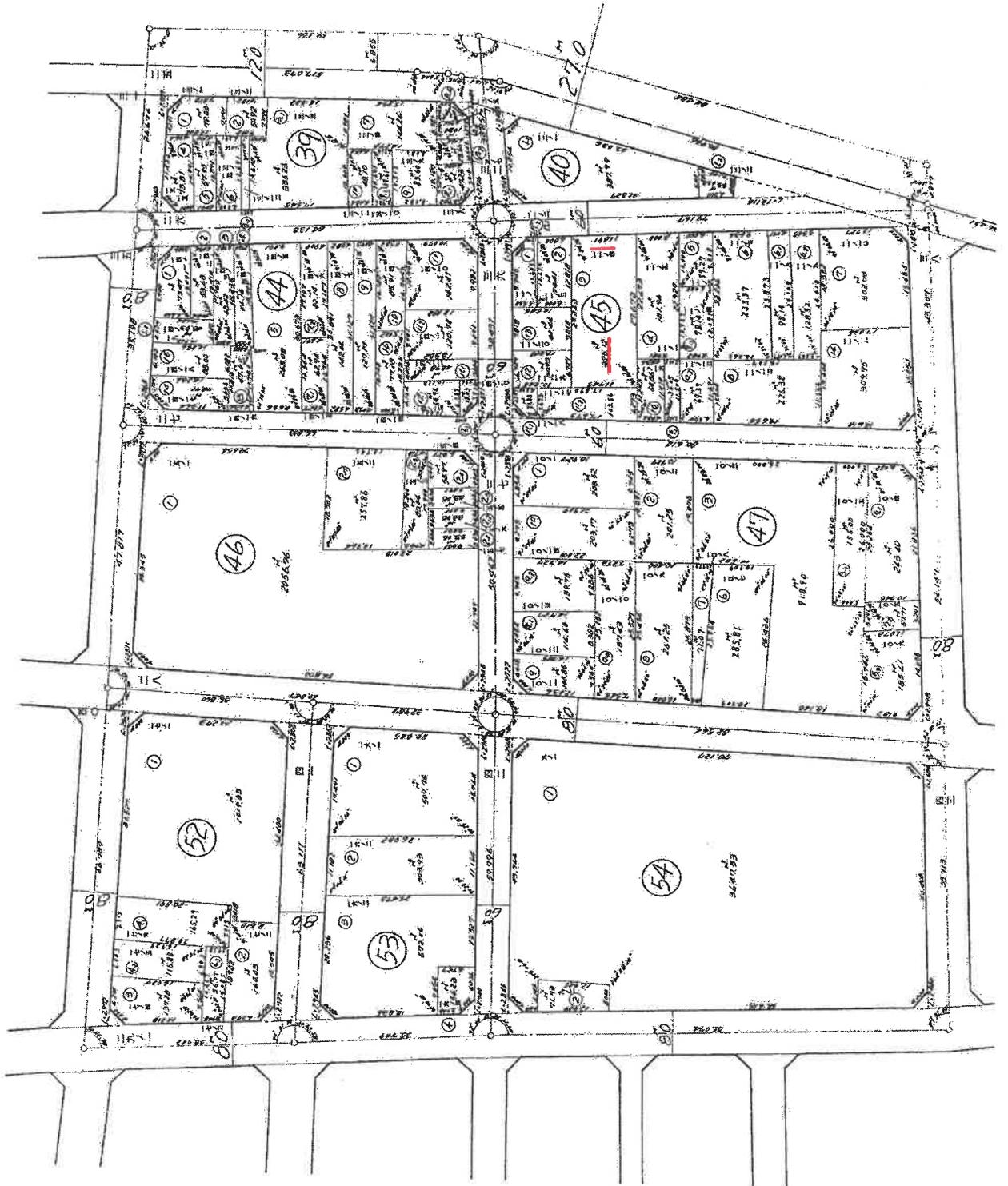




整理確定図

森之宮工区

23 表24 附12



建物図面  
各階平面図

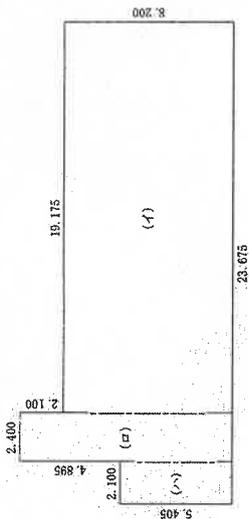
棟

家屋番号

建物の所在  
大阪市中央区玉造一丁目11番地4

各階平面図

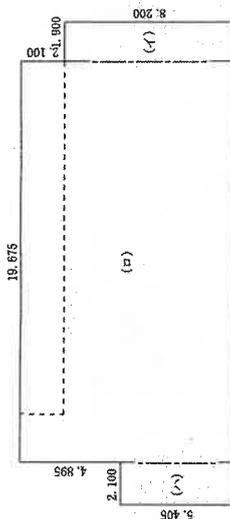
一枚の建物1階平面図



求積表

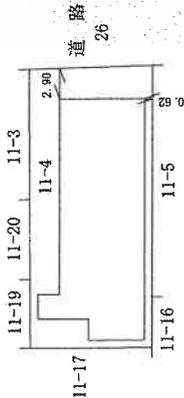
(イ)	19,175 × 8,200	=	157,235,000
(ロ)	2,400 × 10,300	=	24,720,000
(ハ)	2,100 × 5,405	=	11,360,500
合計			193,315,500
床面積			193.30 m <sup>2</sup>

一枚の建物2階、3階平面図  
(各階同型)



求積表

(イ)	1,900 × 8,200	=	15,580,000
(ロ)	19,675 × 10,300	=	202,652,500
(ハ)	2,100 × 5,405	=	11,360,500
合計			229,593,000
床面積			229.58 m <sup>2</sup>
合計			229,593,000
床面積			229.58 m <sup>2</sup>



作成者

縮尺

1/250



申請人

縮尺

1/500

(大阪土地家屋調査士会)

登記年月日：平成20年3月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年7月10日 大阪法務局

登記官

登記年月日：平成20年3月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年7月10日 大阪法務局

地図整理番号：M47326

(2/3)

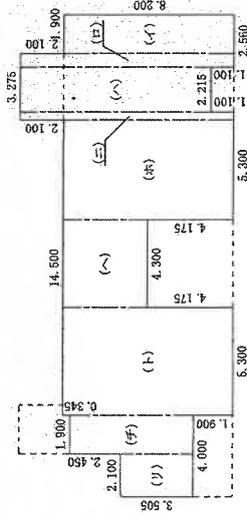
建築物図面  
各階平面図

家屋番号 一棟

建築物の所在 大阪市中央区玉造一丁目11番地4

各階平面図

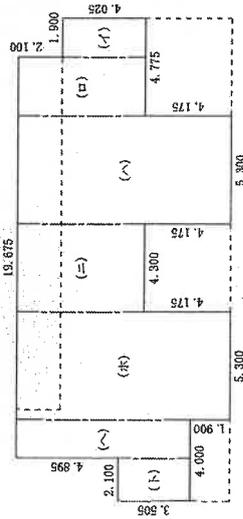
一棟の建物4階平面図



求積表

(イ)	1,900 × 8,200	=	15,580,000
(ロ)	0,550 × 10,300	=	5,665,000
(ハ)	2,215 × 9,200	=	20,378,000
(ニ)	0,400 × 10,300	=	4,120,000
(ホ)	4,900 × 8,200	=	40,180,000
(ヘ)	4,300 × 4,025	=	17,307,500
(ト)	5,300 × 8,200	=	43,460,000
(チ)	1,900 × 5,955	=	11,314,500
(リ)	2,100 × 3,595	=	7,549,500
合計			166,490,000
床面積			166.49 m²

一棟の建物5階平面図



求積表

(イ)	1,900 × 4,025	=	7,647,500
(ロ)	2,875 × 6,125	=	17,609,375
(ハ)	5,300 × 10,300	=	54,590,000
(ニ)	4,300 × 6,125	=	26,337,500
(ホ)	5,300 × 10,300	=	54,590,000
(ヘ)	1,900 × 8,400	=	15,960,000
(ト)	2,100 × 3,505	=	7,360,500
合計			184,094,875
床面積			184.09 m²

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/250

作成者

(大阪土地家屋調査士会)

登記年月日：平成20年3月14日

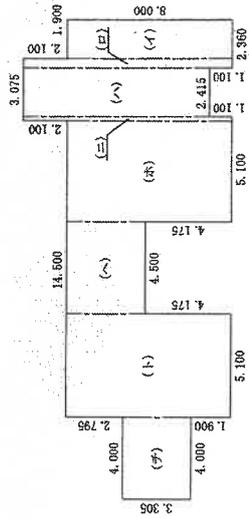
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 令和7年7月10日 大阪法務局

登記官

建物図面  
各階平面図

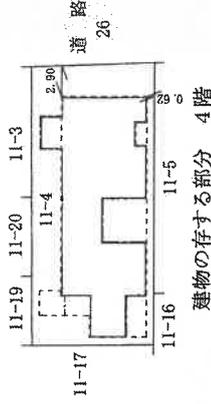
家屋番号 玉造一丁目  
11番4の2  
建物の所在 大阪市中央区玉造一丁目11番地4

各階平面図



求積表

(イ)	1,900 × 8,000	=	15,200,000
(ロ)	9,460 × 10,100	=	4,646,000
(ハ)	2,415 × 9,000	=	21,735,000
(ニ)	0,200 × 10,100	=	2,020,000
(ホ)	4,900 × 9,000	=	39,200,000
(ヘ)	4,500 × 3,825	=	17,212,500
(ト)	5,100 × 8,000	=	40,800,000
(チ)	4,000 × 3,305	=	13,220,000
合計			154,033,500
床面積			154.03 ㎡



A4サイズに縮小

作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(大阪土地家屋調査士会)

間取略図

4 階

